

平成28年9月9日

各位

会社名 ビジネス・ワンホールディングス 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 尾崎 朝樹  
(コード:4827 Q-Board)  
問合せ先 専務取締役経営戦略室長 川本 敏夫  
兼 業務本部長  
(TEL. 092-534-7210)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年9月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年10月24日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

今後の事業展開および事業内容に対応するため、当社の現行定款第2条(目的)について、事業目的の内容を一部変更し、また、あわせて平仄を整える所定の変更をおこなうものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| 第1章 総則   | 第1章 総則   |
| (商号)<br>第1条 当社は、ビジネス・ワンホールディングス株式会社と称し、英文では Business One Holding, Inc. と表示する。                            | (商号)<br>第1条 当社は、ビジネス・ワンホールディングス株式会社と称し、英文では Business One Holdings, Inc. と表示する。 |
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) <u>次の事業を営む会社およびこれを営む会社の株式または持分を所有することにより、該当会社の事業活動を支配・管理すること</u> | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>(1) <u>次に掲げる事業</u>                         |
| 1. (条文省略)  | 1. (現行どおり)   |
| 2. 情報処理に関するソフトウェア <u>及び</u> ハードウェアの販売ならびに付帯する業務  | 2. 情報処理に関するソフトウェア <u>および</u> ハードウェアの販売ならびに付帯する業務                               |
| 3. ~4. (条文省略)  | 3. ~4. (現行どおり)   |
| 5. 通信情報処理制御、計測、放送に関するシステム機器の部品の製造 <u>及び</u> 販売   | 5. 通信情報処理制御、計測、放送に関するシステム機器の部品の製造 <u>および</u> 販売                                |
| 6. ~8. (条文省略)  | 6. ~8. (現行どおり)   |
| 9. 信用保証 <u>及び</u> 信用調査に関する業務   | 9. 信用保証 <u>および</u> 信用調査に関する業務  |
| 10. (条文省略)   | 10. (現行どおり)  |
| 11. 金銭債権、有価証券 <u>及び</u> 信託受益権の保有 <u>及び</u> 売買  | 11. 金銭債権、有価証券 <u>および</u> 信託受益権の保有 <u>および</u> 売買                                |
| 12. (条文省略)   | 12. (現行どおり)  |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>13. 損害保険業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>14. 信託契約代理店業に関する業務</p> <p>15. ～17. (条文省略)</p> <p>18. 建築物の各種設備機器の点検、保守、管理<u>及び</u>修理の業務</p> <p>19. 建物の調査、診断改修工事の立案<u>及び</u>作成</p> <p>20. ～25. (条文省略)</p> <p>26. <u>飲食店及び喫茶店の経営</u></p>  | <p>13. 損害保険代理店業および生命保険の募集に関する業務</p> <p>14. 信託契約代理業に関する業務</p> <p>15. ～17. (現行どおり)</p> <p>18. 建築物の各種設備機器の点検、保守、管理<u>および</u>修理の業務</p> <p>19. 建物の調査、診断改修工事の立案<u>および</u>作成</p> <p>20. ～25. (現行どおり)</p> <p>26. <u>スポーツ、飲食、文化、娯楽、美容、医療、福祉および研修教育等の各種施設・設備の経営および関連する役務提供</u></p>   |
| <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p>27. 食料品、衣料品、小物装飾品、レジャー用品<u>及び</u>家庭用雑貨品の販売ならびに受託販売</p> <p>28. (条文省略)</p> <p>29. <u>経営及び財務コンサルタント業務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>   | <p>27. ホテルおよび旅館等の宿泊施設の経営</p> <p>28. 食料品、衣料品、小物装飾品、<u>健康機器</u>、レジャー用品<u>および</u>家庭用雑貨品の販売ならびに受託販売</p> <p>29. (現行どおり)</p> <p>30. <u>経営および財務コンサルタント業務</u></p> <p>31. <u>整骨院、鍼灸院およびマッサージ院の経営</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる各業務を営む会社、組合、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理すること</u></p>  |
| <p><u>(2) 前号に付帯関連する一切の業務</u><br/>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期<u>及び</u>議決権)</p> <p>第11条 (条文省略)<br/>(招集権者<u>及び</u>議長)</p> <p>第13条 (条文省略)<br/>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令<u>又は</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)<br/>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 (条文省略)</p> <p>② 株主<u>又は</u>代理人は、株主総会<u>毎</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> | <p><u>(3) 前各号に付帯関連する一切の業務</u><br/>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. 監査役</li> <li>3. 監査役会</li> <li>4. 会計監査人</li> </ol> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集の時期<u>および</u>議決権)</p> <p>第11条 (現行どおり)<br/>(招集権者<u>および</u>議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)<br/>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令<u>または</u>本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (現行どおり)<br/>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>② 株主<u>または</u>代理人は、株主総会<u>ごと</u>に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 案  |
|--|--|
| <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 (条文省略)</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権で行う。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>② 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関しては、法令及び本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> | <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権をもって行う。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関しては、法令および本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> |

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 平成 28 年 10 月 24 日  
定款変更の効力発生日 (予定) 平成 28 年 10 月 24 日

以 上